

國學院大學學術情報リポジトリ

國學院大學図書館所蔵『仁孝天皇崩御之記付孝明天皇崩御之記 仁孝天皇御養母』の解題と翻刻

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 岡谷, 成康 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000676

國學院大學図書館所蔵

「仁孝天皇崩御之記」

付孝明天皇崩御之記 仁孝天皇御養母」の解題と翻刻

はじめに

岡谷 成康

本稿で取り扱う史料は、國學院大學図書館にて準貴重書として所蔵される「仁孝天皇崩御之記 付孝明天皇崩御之記 仁孝天皇御養母」である。

内容は、仁孝天皇・孝明天皇・仁孝天皇の養母である欣子内親王（よしこ、新清和院）らの崩御に関する逸話や達、葬儀の日程・参加者、葬送の列書、京都・大坂の町触などを中心に記載しているが、孝明天皇の即位に関する記述も若干含まれる。これらの収録された写などは、各種の既刊史料集や東京大学史料編纂所蔵の「大日本維新史料稿本」などに収録されているものがある一方で、管見の限りでは収録を確認できないものも含まれている。また記述の大半は、仁孝天皇と孝明天皇に関するものであり、欣子内親王についての記述は僅かである。

以下、「仁孝天皇崩御之記 付孝明天皇崩御之記 仁孝天皇御養母」の翻刻と解題を行う。

一 仁孝天皇・孝明天皇・欣子内親王略歴

(1) 仁孝天皇略歴

史料の解題や翻刻に先立って、仁孝天皇・孝明天皇・欣子内親王の略歴に触れておく。初めに仁孝天皇の略歴である。^①
 仁孝天皇は、光格天皇の第六皇子、生母を勸修寺婧子（後の東京極院）として、寛政十二（一八〇〇）年二月二十一日に誕生した。幼称を寛宮（ゆたのみや）、その後諱を恵仁（あやひと）といった。文化四（一八〇七）年七月十八日に皇后欣子内親王の子と定められ、儲君とされた。同年九月二十二日に親王宣下があり、この時に諱が恵仁となった。同六年三月二十四日には皇太子となり、同八年三月十六日に元服を経て、同十四年三月二十二日に清涼殿において光格天皇より受禪し、同年九月二十一日に紫宸殿において即位礼を行った。弘化三（一八四六）年正月二十六日に四十七歳で崩御した。同年三月一日に諡号を「仁孝天皇」、廟名を弘化廟とされ、同四日に泉涌寺に葬られた。

仁孝天皇は和歌を好み、光格天皇の強い影響下にあつて『後漢書』や『日本書紀』などの歴史書の会読に熱心に取り組んだ。天保八（一八三七）年頃から、仁孝天皇の御前で頻繁に勉強会が催され、近習の公家などが出席していた。また、その業績として学習所（院）の設立が挙げられる。これは公家たちの風儀悪化という状況に対して、四書五経を公家たちに勉強させ、その悪化を阻止しようとしたものであった。学習所（院）は仁孝天皇崩御後の弘化四年三月九日に開講式を迎えたが、その設立に最も熱心に取り組んだ人物であった。

(2) 孝明天皇略歴

続いて孝明天皇の略歴について記す。^②

孝明天皇は、仁孝天皇の第四皇子、生母を正親町雅子（後の新待賢門院）として、天保二（一八三一）年六月

十四日に誕生した。幼称を熙宮（ひろのみや）、その後諱を統仁（おさひと）といった。天保六（一八三五）年六月二十一日に儲君となり、同年九月十八日に親王宣下を受け、この時に諱が統仁となった。同十一年三月十四日に立太子の儀を経て、弘化三（一八四六）年二月十三日に踐祚、翌四年九月二十三日に紫宸殿において即位礼を行った。慶応二（一八六六）年十二月二十五日に三十六歳で崩御した。翌三年正月二十七日に泉涌寺の後山に葬られ、同年二月十六日に諡号を「孝明天皇」とされた。

孝明天皇の在位中の出来事としては、諸書でもしばしば触れられるので全てに触れることはしないが、幕府が安政五（一八五八）年に日米修好通商条約の調印を奏請したことが発端となり、朝廷の政治的権威の上昇、朝幕の対立や関係悪化、それに乘じた諸藩の政治的介入による中央政局の混乱などが生じた。孝明天皇は、幕末の政局が混乱する多事多難な状況の中で国事に尽力、日本が明治維新を迎えるにあたり、その原動力になった人物の一人であった。

（3）欣子内親王略歴

最後に欣子内親王の略歴について触れる³⁾。

欣子内親王は、後桃園天皇の第一皇女、生母を近衛維子（後の盛化門院）として、安永八（一七七九）年正月二十四日に誕生し、幼称を女一宮といった。翌九年十二月十三日に内親王宣下を受け、名を欣子とされた。寛政三（一七九二）年六月三十日に後桃園天皇の遺詔によって光格天皇の皇后に定められ、同五年十二月二十四日に准三后宣下を受けた。同六年三月一日に入内し、同七日には皇后宣下を受け、さらには、文政三（一八二〇）年三月十四日に皇太后宣下を受けた。天保十二（一八四一）年閏正月二十二日に院号が定められ、新清和院と称した。弘化三（一八四六）年六月二十日に六十八歳で崩御し、同年七月二十三日に泉涌寺に葬られた。

『国史大辞典』での「新清和院」の項（武部敏夫執筆）によれば、欣子内親王は先帝の皇女との理由から諸事優

待されていたという。

二 書誌

「仁孝天皇崩御之記 付孝明天皇崩御之記 仁孝天皇御養母」は前述の通り、現在國學院大學図書館の所蔵で、準貴重書として配架されている。当史料の書誌情報は次の通りである。

【請求番号】 III—四〇三

【形態】 縦長本

【冊数】 一冊（欠本無し）

【表紙】 朱色無地

【装丁】 四つ目綴

【寸法】 縦二四・〇糎×横一七・五糎

【丁数】 六九丁（遊紙無し）

【外題】 無し

【内題】 「仁孝天皇崩御之記 孝明天皇崩御之記 仁孝天皇御養母」

【著者】 不明（記載無し）

【保存状況】 一部虫損有り

【下小口書】 「仁孝天皇記帝」

【蔵書印】（朱角印）「皇典講究所図書之章」、（黒角印）「東京本郷春二森江書房」（他に朱角印と朱丸印の蔵書印）「國

學院大學図書館印」が一つずつある。）

以上である。なお本書の作成者と作成年月日に関して、記載が無いため、孝明天皇崩御後の慶応三年以降、関係する記録を書写して作成されたという以外は不明である。

三 記載内容

本書は前述の通り、仁孝・孝明両天皇に関する記述が大半を占めており、欣子内親王の記述は僅かとなっている。本書の内容を概観すると、冒頭で仁孝天皇の崩御した際の年齢、崩御した日とその時の状況、諡号が決定するまでは大行天皇と称すること、その後「仁孝天皇」と諡号が決定したこと、葬送までの日程、葬送の際の御所から泉涌寺までの道筋、朝廷から泉涌寺の葬場を諸人へ拝見するように仰せ付けたことが記載されている。次に、弘化三年三月四日に行われた仁孝天皇の葬送の列書が収録されているが、本書内の記載によると公家の慈光寺実仲の記録を書写したとある。続いて葬送に供奉する公家たちの記載の後、泉涌寺差定として御中陰御法事に携わる僧侶たちが記される。この泉涌寺差定は本書の中で記載が重複している箇所がある。また般舟院差定として参加する僧侶たちも記されている。さらには仁孝天皇崩御を悼む、又は孝明天皇が新たに踐祚したことを祝する内容の和歌が収録されている。これらの和歌は管見の限りでは既刊史料集などには載っていない、珍しいものである。その後は仁孝天皇崩御の際に起こったとされる逸話や出来事、京都の町触^①、大坂の町触^②と続き、孝明天皇即位時に出された即位の宣命が記録されている。この京都と大坂の町触であるが、一部は既刊史料集にも収録されていないものも含まれており興味深い。本書に収録される大坂の町触に関して、実は仁孝天皇の崩御に関するものが一切存在しない。徳川家慶の將軍襲職の際の町触や徳川家斉の薨御に関するもの、天保十四年四月十一日の触として、徳川家慶の日光参詣に関するものが収録されている。本書

の作成者がこれらの触書をなぜ収録したのか、詳細な点は不明であるが、おそらく仁孝天皇の崩御および孝明天皇の継承をそれ以前に起きた徳川家の継承と比較する目的があったのではないかと考えられる。

ここまでは仁孝天皇の崩御と孝明天皇の継承に関しての記録であったならば、ここからは孝明天皇の崩御に関する記述がされる。孝明天皇が崩御した際に出された朝廷内での達、泉涌寺や仏光寺、知恩院といった寺院にある御堂の装飾や鏡・位牌の位置、勤行などについて記されている。また僧侶が着る袈裟の色などの規定も記載される。続いて、先の仁孝天皇と同様に京都・大坂の町触が収録されているが、その中には武家の御殿内の達と思われるものも含まれており、これらの町触なども既刊史料集に収録されていないものがある。次には孝明天皇の葬送の列書が記載される。ここで仁孝天皇の葬列と孝明天皇の葬列と比較し、後者が特徴的なのは武家の者が葬列に加わっていることである。仁孝天皇の葬列では公家やその家臣などといった朝廷関係者で構成されていたが、孝明天皇の葬列では朝廷関係者に加えて武家の者が葬列に加わっているのである。参加している武家の者は、山陵奉行として名高い戸田忠至が葬列の先頭に位置し、公家の列の後に、征夷大將軍の徳川慶喜や京都守護職松平容保・京都所司代松平定敬・老中板倉勝静らと高家の者たちが続く。ここに、弘化期と慶応期との朝幕関係及び政治情勢の変化が窺える。孝明天皇の葬列に徳川慶喜以下「一会桑」勢力として挙げられる人物らが参加していた事実は、孝明天皇が生前に「一会桑」を信頼していたことを窺わせるもので興味深い⁶。続いて、列奉行に任じられた者たちや葬列の道筋、素服で葬列に参加する者や同加勢の者、倚廬に配された者が記されている。また初七日から尽七日までの日程、御中陰御法事の次第、孝明天皇の葬送次第が収録されている。

次に欣子内親王崩御の際の喪に関する勅問と勅答および決定された喪の内容の写、玉泉寺来状控とされる記述が収録されているが、欣子内親王に関する記述は以上である。これに続くのは、孝明天皇御代始の能の番組、父の諡号を「光

格天皇」とする旨の仁孝天皇の詔書、年号を安政と改める旨の孝明天皇の詔書、建物や葬儀に使用する装飾品の図などが記され、本書の記述は終わっている。

おわりに

以上のように、本書は仁孝・孝明両天皇と欣子内親王の崩御や孝明天皇の御代始に關係する各種の記録を書写して作成されている。本書の史料名は「仁孝天皇崩御之記 付孝明天皇崩御之記 仁孝天皇御養母」とされているが、その収録される史料は、孝明天皇の御代始に關する記載も含まれていることから、孝明天皇の御代を記録するものの一つとして作成されたのであろう。天皇の崩御とはその御代が終了するだけでなく、次代の天皇の御代が始まることも示すものである。本書の作成者にはそのような考えがあったからこそ、孝明天皇の御代始に關する記録なども本書に収録したのではないだろうか。

註

- (1) 『仁孝天皇実録』(第一卷・第二卷、ゆまに書房、二〇〇六年一〇月)、藤田覚『幕末の天皇』(講談社、一九九四年九月)、家近良樹『幕末の朝廷―若き孝明帝と鷹司閔白―』(中央公論新社、二〇〇七年一〇月)を参照。
- (2) 『孝明天皇実録』(第一卷・第二卷、ゆまに書房、二〇〇六年一〇月)、藤田氏前掲書、家近氏前掲書を参照。
- (3) 『光格天皇実録』(第五卷、ゆまに書房、二〇〇六年一〇月)を参照。
- (4) 本書に収録されている京都の町触の一部は、『京都町触集成』(第十一卷、岩波書店、一九八六年一〇月、三九三～三九六、四〇〇頁。)や、同第十三卷(一九八七年一〇月、一二三、一二五～一二八、一三四～一三六頁。)にも収録されている。
- (5) 右と同様に、本書に収録されている大坂の町触の一部は、『大阪市史』(第四下、大阪市役所、大正二年五月、

一・二・二・一四五〇～一四五四頁。)にも収録されている。

(6) 藤田氏前掲書(二三〇～二三六頁)や家近氏前掲書(三〇二頁)では、ともに孝明天皇と「一会桑」の結びつきは強かつたことが述べられ、特に家近氏は禁門の変前後から孝明天皇と「一会桑」の結びつきが強まったとしている。

【凡例】

- ・漢字の旧字・異体字は常用漢字・通行の字体に適宜改めた。
- ・変体仮名は平仮名に改めた。但し助詞の「江」「而」はそのままとした。
- ・適宜読点を付した。
- ・字が訂正されている場合、訂正された字を「」で囲み、訂正した字を「」で囲み下部に記した。
- ・敬意を表す欠字は一字あけ、平出は二字あけ、台頭は三字あけで示した。
- ・朱筆や貼紙などについては「」で囲み、その上に(朱筆)・(貼紙)などと注記した。

〔内題〕
仁孝天皇崩御之記

孝明天皇崩御之記

仁孝天皇御養母 一

人王第二百一十一代今上皇帝御諱仁御宝算四十七、弘化三丙午二月六日寅刻崩御、

正月御修法之護摩ニは御儀謙徳、出御被為在候処、廿三日比今少々御遙例、廿五日夜亥刻比今御急病ニ

而、正月廿六日朝五つ時崩御之由也

一 先帝御諡号迄奉称 大行天皇候事、

一 大行天皇御諡号奉称 仁孝天皇候旨三月二日 御触有之、 当御代ヨリ奉称 弘化帝、又泉山陵卜奉称候事、

御般 二月四日

新帝踐祚 二月十三日

御入棺 二月十四日今日今触穢、

御葬送 三月四日酉刻

一 御葬送御道筋南門西之方御築地切抜新口出来、蛤御門御車通り不申候二付、北ノ方西へ行当候処堀取払、新二御仮門出来候也、

御時刻清涼殿ヨリ右新口出御、広小路ヲ西へ被為成、蛤御門北之方御仮門今烏丸通三条江、三条通ヲ寺町江、夫今寺町五条迄五条通り伏見街道泉涌寺江被為入候事、御出門西之刻之処、清涼殿出御戌刻、蛤御門辺戌半刻、供奉之御方々は誓願寺ニ而御休息、泉山へハ子半刻、御石棺へハ翌五日八ツ時迄ニ奉納候由也、

一 五日八ツ時今九日迄五日之間、泉涌寺御葬場諸人へ拜見被仰付候事、

弘化三年丙午三月四日

仁孝天皇御葬送御列書

源太

滝口 (宋筆)〔粟津石門大尉〕 平 清謹 (宋筆)〔津田萬壽一〕
 滝口 (宋筆)〔田原出羽介〕 藤原秀実 (宋筆)〔山口左衛門少允〕
 源 珍武 (宋筆)〔藤井右兵衛少尉〕
 源 義綱 (宋筆)〔關田右兵衛大尉〕
 源 正茂 (宋筆)〔安見左衛門尉〕
 源 貞健 (宋筆)〔關田石門大尉〕
 源 宗愛 (宋筆)〔安見左衛門尉〕

(宋筆)〔水谷左馬大允〕 橘 政恕 (宋筆)〔山路右兵衛大尉〕 御前火殿上人
 平 信敏 御前火殿上人
 野宮少将 定功朝臣
 中院少将 通富朝臣
 持火舍者
 持火舍者

藏人所衆正民 烧香者 藏人丹波頼永 童子 同
 藏人所衆秀雅 烧香者 藏人大江俊常 童子 同

牛 舍人 牛 同 牛 御車副 牛 同 牛 同
 舍人 牛 同 御車副 牛 同 牛 同

御車 榻持 同 雨皮持 掛杖持 出納
 棧持 同 掛竿持 掛杖持 出納

同	布衣隨身	傘	諸大夫	諸大夫	重威	秀伴	職寅朝臣	職修
同	布衣隨身	雜色	同	同	政敬	平嘉清	小舍人	小舍人
白丁	同	同	同	同	公卿		正恒	則能
同	雜色長	左番長	同	同			生春	職敬
雜色	雜色	<small>(朱筆)</small> 近衛内大臣	同	同	<small>(朱筆)</small> 左番長	<small>(朱筆)</small> 右番長		
	同		同	同	<small>(朱筆)</small> 右番長	<small>(朱筆)</small> 左番長		
	同		白丁	白丁				
諸大夫	下品雜色	諸大夫	同	同	九条 右大臣		藏人所衆	藏人所衆

同

同

傘

白丁

同

雑色

大炊御門
前内大臣
(朱巻)「大炊御門前内大臣」

諸大夫
諸大夫

衛府長

雑色 雑色

同 同

同 同

傘

白丁 白丁

同 同

小雑色 小雑色

徳大寺大納言

諸大夫 諸大夫

衛府長

小雑色 小雑色

同 同

走雑色 走雑色

同 同

白丁 白丁

傘

雑色 雑色

三条大納言

諸大夫 諸大夫

衛府長

雑色 雑色

同 同

白丁 白丁

同 同

傘持

雑色 雑色

左番長

應司
左大将

諸大夫

近衛

同

同

雑色長

雑色

同

諸大夫

近衛

同

雑色

同

<p>〔飛鳥井〕 明日香井前大納言</p>	<p>雑色 雑色</p>	<p>下品雑色 下品雑色</p>	<p>同 同</p>	<p>傘</p>	<p>雑色 雑色</p>
<p>池尻前大納言</p>	<p>雑色 雑色</p>	<p>白丁 白丁</p>	<p>同 同</p>	<p>傘持</p>	<p>雑色 雑色</p>
<p>小雑色</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>傘</p>	<p>白丁</p>
<p>小雑色</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>白丁</p>
<p>下品雑色</p>	<p>同</p>	<p>小雑色</p>	<p>一条大納言</p>	<p>諸大夫</p>	<p>同</p>
<p>下品雑色</p>	<p>同</p>	<p>小雑色</p>	<p>一条大納言</p>	<p>諸大夫</p>	<p>同</p>
<p>雑色</p>	<p>同</p>	<p>白丁</p>	<p>雑色</p>	<p>〔采巻〕 新大納言</p>	<p>雑色</p>
<p>雑色</p>	<p>同</p>	<p>白丁</p>	<p>雑色</p>	<p>〔広巻〕 侍</p>	<p>雑色</p>
<p>下品雑色</p>	<p>同</p>	<p>傘</p>	<p>雑色</p>	<p>坊城前大納言</p>	<p>侍</p>
<p>下品雑色</p>	<p>同</p>	<p>傘</p>	<p>雑色</p>	<p>坊城前大納言</p>	<p>侍</p>

高倉前大納言

雑色 雑色

下品雑色 下品雑色

同 同

傘

雑色 雑色

^{久我}権中納言

諸大夫 諸大夫

衛府長

雑色 雑色

同 同

白丁 白丁

同

傘

雑色

四条中納言

侍

雑色

傘

下品雑色

同

雑色

雑色

下品雑色

雑色

中山中納言

諸大夫

雑色

傘持

白丁

同

雑色

白丁

同

小雑色

^{徳大寺}新中納言
(朱筆) 〔徳大寺新中納言〕

諸大夫

衛府長

小雑色

同

小雑色

諸大夫

小雑色

同

雜色 雜色
 雜色 雜色
 下品雜色 下品雜色
 傘
 雜色
 國池
 公直朝臣
 雜色
 白丁 白丁
 傘

雜色
 鷺尾(以下朱筆)「少將」
 隆賢朝臣
 雜色
 傘
 白丁 白丁
 雜色
 日野
 資宗
 侍

雜色
 八条(以下朱筆)「侍從」
 隆声朝臣
 雜色
 白丁 白丁
 傘
 雜色
 勸修寺
 顯彰
 侍

雜色
 下品雜色
 傘
 雜色
 冷泉(以下朱筆)「大夫」
 為行
 雜色
 白丁 白丁
 傘

雜色
 雜色
 白丁 白丁
 傘
 雜色
 小倉(以下朱筆)「大夫」
 輔季
 雜色
 下品雜色
 傘

雜色
 裏辻(以下朱筆)「大夫」
 季忠
 雜色
 下品雜色
 傘
 雜色
 勸修寺
 經理
 雜色

雜色
 河譜(以下朱筆)「侍從」
 公述
 雜色
 白丁 白丁
 傘
 雜色
 北小路(以下朱筆)「越後權介」
 隨光
 雜色

白丁

傘

白丁

下品雑色

傘持

下品雑色

右以慈光寺三位美仲卿本写之、

(朱筆)「以或本以朱校之、此本公卿之下当主者一行大書、若殿者肩書細書云々、」

弘化三年三月四日酉刻蛤御門三条寺町
五条伏見街道

大行天皇御葬送供奉

御素服之分

九条右府殿

大炊御門前内府殿

一条大納言殿

池尻前大納言殿

徳大寺中納言殿

烏丸左大弁宰相殿

外山三位殿

広幡三位中将殿

町尻大宰大貳殿

豊岡三位殿

中院少将殿

石野右京大夫殿

園池左兵衛権佐殿

八条侍従殿

河鱒待^(侍)従殿

北小路越後権介殿

御吉服ニ供奉左

但、衣鉢衣冠單、且公卿御方ハ
直衣可被任御所着候事、

徳大寺大納言殿

三条大納言殿

鷹司左大将殿

防城前大納言殿^(防)

広橋新大納言殿

飛鳥井前大納言殿

高倉前大納言殿

久我権中納言殿

四条中納言殿

久世前源中納言殿

東防城新宰相殿^(東)

四辻新宰相中將殿

萩原二位殿

武者小路三位殿

七条三位殿

西洞院左兵衛督殿

堀川三位殿

愛宕三位殿

日野西勘ヶ由長官殿

甘露寺頭弁殿

三条西左中將殿

正親町中將殿

庭田右中將殿

大宮少將殿

野々宮少將殿

中園左馬権頭殿

鷺尾少將殿

日野藏人弁殿

冷泉大夫殿

小倉大夫殿

裏辻大夫殿

以上被 仰出候而之供奉也、
外

近衛内府殿依御願御供之由、

此外御願供奉ノ御方々可有之候事、

右供奉之面々御供廻り人数成丈ケ減少、撰家・花族ハ格別、其余堂上方松明モ止メ候而、凡公卿衆箱灯燈^(提)二張、

雑色四人、白丁二人、

殿上人箱灯燈^(提)一張、雑色二人、白丁二人、

尤、二行ニ並ヒ候由、

御凶事伝奏 高倉前大納言殿

御凶事奉行 勧修寺左少弁殿

(以下、「泉涌寺定」菅原長老」まで後文と重複)
泉涌寺差定

大行天皇尊儀 御中陰御法事之儀

弘化三丙午年

初七日 三月六日

梵網講讚

衆僧十二口

御導師

陽岳長老

二七日

同九日

法用土砂加持

衆僧十二口

三七日

同十二日

法華懺法

衆僧十二口

御導師

誓鐙長老

泉涌寺差定

大行天皇尊儀 御中陰御法事之儀弘化三丙午年

初七日

三月六日

梵網講讚

衆僧十二口

御導師

陽岳長老

二七日

同九日

法用土砂加持

衆僧十二口

三七日

同十二日

法華懺法

衆僧十二口

御導師

誓鐙長老

四七日

同十六日

焼香

白毫院

御当日

声明例時

導師

蓮城院

加陀(御)

惠雲院

焼香

二尊院

二七日

御宿忌

如法念仏

導師

盧山寺

加陀(御)

宝積院

焼香

般舟院

御当日

法華頓写

導師

白毫院

唄匿

蓮城院

散華

宝珠院

総礼回向

宝泉院

焼香

鶴足院

三七日

御宿忌

往生講式

問者	読師	講師	四之座	問者	読師	講師	散華	唄匿	一之座	御宿忌	焼香	維那	説戒師	御當日	焼香	導師	
密嚴院	盧山寺	一音院		大雄房	二尊院	光聚院	樹王院	白毫院		法華八講		蓮城院	金叟院	般舟院	布薩	樹王院	蓮城院

回向

慈恩院

焼香

観樹院

御当日

法華八講

唄匿

鶴足院

散華

蓮城院

薪匂

宝泉院

講師

宝珠院

読師

般舟院

問者

光円院

講師

本住院

読師

二尊院

問者

善学院

講師

浄泉院

問者

大慈院

回向

雲妙院

焼香

廬山寺

五七日

御宿忌	声明
導師	蓮城院
総礼回向	融妙房
焼香	法曼院
御当日	施餓鬼
導師	鶴足院
讃頭	等覚院
鏡	伽耶院
鉞	行丹房
維那	観月院
焼香	二尊院
六七日	
御宿忌	三部経頼写
導師	観樹院
唄匿	法曼院
散華	宝珠院
総礼回向	実成院
焼香	二尊院

御当日

舍利会

導師

樹王院

切声錫杖

善逝院

焼香

般舟院

尽七日

御宿忌

論儀

講師

白亮院

問者

禅境房

焼香

光聚防^(燈)

御当日

胎曼荼羅供

導師

二尊院

讚頭

実成院

唄匿

蓮城院

散華

法曼院

唱礼

宝泉院

鏡

光智院

鉞

覚門院

送酒水

盧山寺

焼香

般舟院

毎日勤行之次第

晨朝

光明供

白陀羅尼・舍利礼
遠求陀羅尼・慈救咒

御焼香・諷經・自我偈・偈後唄

法華懺法・揚杖(舞)・梵網經・半齋・御茶湯

日南

総礼・法華読誦毎日一巻
回向

御焼香・御茶湯・自我偈・後唄

日没

知恩院宮

此春はいづくの花もすみ染にさき出ぬへき世のけしき哉

大炊御門前内府経久公

七年の十一月の袖のかわかぬにこハ春雨に又ぬらすとは

三宝院准后

この春はあめの下草四方の花咲出ぬとも色ハあらしな

千種三位有功卿

崩れつる高根の雪に驚きてまた声音たてぬ谷の鶯

この□(給カ)ハ、或人崩御の哥あはやよミ給ひけんといへるときに、かくよミ□(給カ)ひけるとなん、

岩倉前宰相トモアヒ集卿

鶴亀ちづハ我日本に住なから齡なにかよはひをイをなとかさ、けざりけむさるらんイ

歎くたに残る身なれハかしこしとおもひなからもぬる、袖哉

風早三位公ふん元卿

かく計物うき春としらねはや心のとかに鶯のなく

ほともなく君に二度わかれつ、いけるかひなき身をいかにせん

御廟にまふて、高松従三位季実卿

ませし世をいと、しのふの袖すの露ミミたれてか、る袖のしら露

庭田右中将重胤朝臣

心あらハかすミの衣墨(染カ)備ひに今年計ハ四方にたな引

昼の御座に出御ます君はむきかへてなとか入日を見そなわすらん

照月ハ雲かくれしてたれも皆心の闇に暮す此ころ

慈光寺三位実仲卿

此春ハ晴間もさらになか□(りカ)けり人のなミたの天か下かな

残る春ハいか、やわれハ白つ、し梅山ふきミるもふささきて

大徳寺大綱

其の高きなけきも天か下人のこゝろも春ならぬ春

直兄ナ

かも川の水も心にまかせてハ流れざるらん吾はるの空

よみ人しらす

雲の上はるかに音の聞ゆるはなる神よりも驚かれぬる

新帝フカ□踐祚を祝して 高松従三位季実

曇らしの影をは誰も仰かなん御代のはしめの春の夜の月

弘化三丙午年

一人王第百二十一代今上皇帝御諱 惠仁御宝算四十七、

正月御修法之護摩能ニは御機嫌能 出御被為在候処、廿三日比今御違例、廿五日今俄ニ御惱被為重、廿六日朝辰之刻

崩御、乍去表へ御発は二月六日寅刻崩御と被仰出、

一 正月十二日夜少々雨降、紫覆冠殿屋根ニ烏群集鳴、夜半比御台所之方ニ而すさまじき音致候、御台所松之大柱堅ニ

裂破シ申候由、高松三位季実卿参【勤】(朱筆)「番」ニ而、数百之烏群鳴□又御台所御柱裂候を見聞候由御断ニ御座候、

又(行間補書、朱筆)「御修法中」本尊之曼陀羅楮木之皮を緒ニより巻上候由、右之緒切レ曼陀羅堅ニ裂候由、又護摩之

火箸も折候由、当年ハ東寺之番ニ而彼僧正話之由、又護摩中借物屋之下人乱心ニ而昇殿致候由、右等之義高松殿へ

尋候所、其通り之事と御断ニ候、

一大行天皇ト奉称後改 仁孝天皇ト奉称、 当御代ヨリ弘化帝ト奉称、又泉山陵ト奉称候事、

二月四日

御船

二月十四日

御入棺 今日今日触穢、

二月十三日

新帝踐祚

一 御葬送御道筋南門西之方御築地切抜新口出来、蛤御門北ノ方江御飯門出来、右新口今日蛤御門北之方御飯門へ 出御、
 烏丸通三条へ、三条寺町五条橋通伏見街道へ御出門西之刻之処、清涼殿出御戌刻、供奉之御方々は誓願寺ニ而御
 休息、泉山江ハ子半刻、御石棺へハ五日八ツ時と申事、

一 泉涌寺ニおゐて五日今日迄五日之半御葬場諸人へ拜見被仰付候事、

一般舟院四月二日今日迄六日迄雑人拜見、

一大政殿下鷹司 主上御不予ニ付、新帝踐祚迄准撰政 宣下、

京都町触

禁裏 御違例ニ付、来ル八日初午当日前日ハ、所々稻荷社ニ而大業之儀無之様可致候、 御所近辺は猶更之義、

太鼓打候儀も可致遠慮候、此旨洛中洛外町統江可申通候事、

午二月五日

禁裏 崩御ニ付、鳴物普請停止ニ候、日数之義は追而可相触候、尤町中昼夜自身番いたし、火之用心等随分可入念
 旨、洛中洛外へ可相触もの也、

午二月六日

上下京魚店商売、今日今日日数三日之間停止申候事、

午二月六日

禁裏 崩御二付、従明後十四日触穢之義被 仰出候間、去ル子年 光格天皇崩御之節之通可相心得旨、洛中洛外社方江可触知もの也、

午二月十二日

伏見海道五条下ル三丁目音羽橋掛直し二付、明後十八日夕往来難相成候間、外道へ相廻し可申候、右之通、洛中洛外へ可相触物也、

午二月十六日

先帝御諡号迄奉称 大行天皇と、来月四日酉刻御葬送有之候条、火之元之儀弥無油断随分可念入旨、洛中洛外裏借家ニ至迄可相触もの也、

午二月十七日

伏見海道五条下ル三丁目音羽橋掛直御普請出来二附、明三日夕往来相成候間、此旨洛中洛外へ可相触者也、

午二月廿二日

宝台院様廿五回御忌御法事有之候間、来ル三月二日より五日迄、鳴物停止火之元別而無油断入念可申旨、御寺内町々裏借家ニ至迄不洩様可相触者也、

午二月廿七日

大行天皇御諡号被奉 仁孝天皇と候、此旨洛中洛外江可相触もの也、

午三月二日

日野儀同殿去ル二日薨去二付、鳴物停止可申付処、停止中二付、別段不及沙汰候、此旨洛中洛外へ可相触者也、

午三月六日

今度御凶事ニ付、先達而自身番等申付置候上は、昼夜共兩人ツ、急度相詰、火之元万端心を付可申事ニ候処、日数経候得は、番之仕形自然と等閑ニ可相成哉、左様ニは有之間敷事ニ候得共、御中陰中火之元之儀は勿論、辻々に入立等之儀迄猥ニ無之様、心ヲ付可取斗事ニ候、此旨町々年寄五人組より可申付候、右之趣、洛中洛外江不洩様可相触もの也、

午三月十一日

仁孝天皇崩御ニ付普請停止之儀、明後廿七日より差免候、

一 渡世ニいたし候鳴物其外共、鳴物之儀来月四日夕差免候、尤町中自身番之儀も同日夕相止メ候様可致候、右之通、洛中洛外へ可相触者也、

午三月廿五日

口触

一 先達而触穢之儀相触置候処、此節触穢明キ、明後四日上御所御清祓有之候、此旨為心得洛中洛外社方江不洩様可相触もの也、

午四月二日

一來ル十六日・十七日於般舟院・泉誦寺^(通) 仁孝天皇御百ヶ日御法事有之候付、火之元之儀裏借屋ニ至迄無油断随分入念候様、洛中洛外江可相触もの也、

午五月十日

〔朱筆〕「以下大坂町触」

今般 内府様御歳も被為重候付而、御政務被遊御讓 御本丸江来酉年四月可被移候、公方様被為遊 御隠居西丸江可被成御移候段、去ル四日被仰出候旨、從江戸被仰下恐悅之御事ニ付、此旨三郷町中可被相触候、

申四月

去ル四日、松平伯耆守殿御事御移替ニ付、西丸江被召連、太田備後守殿御事 御本丸江被召連、脇坂中務大輔殿御事御懇之以上意、連判之列被 仰付、大納言様江被為附候旨被仰出候段、從江戸被仰下候事、此旨三郷町中可触知もの也、

申九月十四日 山城 駿河

北組惣年寄

天保十四卯四月十一日御触

日光 御参詣ニ付、還御之御沙汰有之候迄、公事訴訟御延引被遊候旨被仰渡候間、此旨町々行届候様入念、早々相触可申候、以上、

卯四月十一日酉下刻

北組惣年寄

覚

一日光 御参詣ニ付、明後十三日今還御之御左右有之迄、町中火用心^(之脱々)弥無油断自身番可仕候、惣而ものさハかしき事無之様ニ諸事相慎可申事、

一夜中四ツ町門を立通り候もの吟味いたし、不叶用事有之而改申者ハ自身番之者罷出承届、其上町送り可仕事、一若あやしき者有之候ハ、早速召捕奉行所へ召連可被出候、たとひ捕江違候とも其段不苦候事、

一明後十三日今還御之御沙汰有之迄、人集并諸開帳・所々芝居・辻打令停止候、且又遊參所等穩便ニ可仕候事、右之通三郷町中へ触知らセ急度可相守もの也、

若狭

四月十一日

北組
惣年寄

佐渡

惣年寄心得ヲ以申渡候覚

一明後十三日今自身番町人自分罷出可申候、老人或ハ長病人名代之もの差出候ハ、慥成もの出し可申、夜ニ入候ハ、立番相増可申候、

一町々寄木戸無之処ハ町場ニ立番相務可申候、

一火を取扱候職人急度火之元入念勿論、風吹候日は相止可申候、

一傾城町商売ハ御差留無之候間、火之元之儀ハ不及申、喧嘩口論無之様諸事穩便いたし相慎可申候、

丑二月

口上ニ而申渡覚

大御所様去月晦日被 薨御候間、町中諸事穩便ニいたし、普請鳴物諸芝居并傾城町商売迄も追而差免候迄ハ可相止候、此節町中自身番火之元別而入念可申、公事訴訟も重而令案内候迄ハ不承候間、右之趣三郷町中可相触候、

丑二月五日

自身番只今今昼夜とも可申付、諸事心を付可被申事、

但、下札ニ認有之、

覚

一 餌指・漁師其外殺生等尤可慎事、

丑二月五日

覚

一 御穩便中町方一町限町人共自身番等無怠様いたし、別而火之元入念候儀ハ勿論、物騒儀無之様可致候事、

一 御穩便中諸事相慎、喧嘩口論は不及申、高高二嘶いたし、くわへさせる等致間敷事、

一 念仏之鉦ニ而も音高く猥ニたゝき、子供遊ひもかしましく立騒不申、物静可致事、

但、子供風巾等上ケ候儀相慎可申事、

一 傾城町は勿論、其外町々共暮六ツ時限木戸をメ切、くゝり明置、往来を通し可申事、

一 神明六斎之夜市、順慶町其外町々夜市、又は夜店商売之者并湯屋渡世之者等、追而差免候迄相止可申候、都而人立

多無之様、町々ニおゐて心を付可申事、

但、夜半麵類其外給もの之類、荷ひ売いたし候者之内、火を焚持歩行候類も不少由相聞候ニ付、本文同様差止可

申処、別而身薄之者ニ而、右商売は不差止候、乍併平日迎も往来にて火取扱候義は致間鋪儀ニ而、此節柄別而相

慎、火を焚持歩行候儀堅致間鋪候事、

一 遊參船・網船等川々江出候儀、尤相慎可申事、

一 川口辺其外川々ニ而も、船作事致間鋪候、小繕等も相慎可申候事、

一 諸方参詣之儀、不慎無之様相心得可申事、

一 葬礼之儀、尤質素ニ取斗可申候、仏事故卜心得違、不慎之儀致間鋪事、

一 富札商店ニ差出し有之目印幟、其外右ニ類候品柄取置可申事、

一川魚煮売船等、切置可申事、

一御城前芝場、酒・田楽其外煮売等商いたし候もの共は、御場所柄(柄)二而火を取扱候儀等も有之候付、此節柄(柄)之儀尤相慎可申事、

一俵物水揚船積等之儀、随分物静可取斗候、

一銅吹屋 一鍛冶并鑄物師 一瓦焼

一陶物師 一銅細工 一絞油屋

一道具市 一樽并桶師 一戸障子屋

一解船屋 一吹子屋 一石工

一木挽 一木綿打屋 一軍書講談

一紙漉屋

右職商売等差留候儀二而は無之候得共、専火を取扱、又は嵩高成所業二付、此節柄(柄)之儀二も有之、銘々可相慎事二候、尤右之外二も音高キ渡世筋、或は火を取扱候は勿論、其余町人共も同様相心得、急度相慎、町中物静二可致候事、右之通、町々末々迄も不洩様早々可申聞候、

丑二月

右之通被仰出候間、入念早々可相触候、以上、

丑二月五日酉下刻

北組惣年寄

覚

一御穩便中諸商売向差止又は慎方等之儀、去ル五日申渡置候処、身薄之もの日数を経候而は、可致難儀哉二付左之通、

一銀相場 一錢相場 一米市場

一油相場 一青物市場

一音高キ職商売

但シ、普請并鳴物は勿論、船作事等は別段ニ候、

一漁猟いたし候もの

但シ、商売は追而及沙汰候迄可相慎候、尤漁船ニ遊参之もの為乗申間敷候事、

一都而火を取扱候残商売

但シ、火之元別而可入念候、尤湯屋共は夕七ツ時限相仕舞、入湯人可為致物静候、

一嵩高成職商売

但シ、随分物静可致候、

一煮売屋

但シ、火之元別而可入念候、尤御城前芝場ニおゐて、酒・田楽煮売等商ひいたし候儀は可相慎候事、

一茶屋

但シ、火之元別而入念、随分可致物静候、

一傾城町商売

但シ、右同断、

右職商売之分、明八日夕差止慎等差免候、尤此節柄(柄)之儀ニは候得共、夫々渡世之儀ニ付、右之通り申渡候儀ニ候間、銘々相慎、嵩高之儀無之様諸事物静ニいたし、火を取扱候類は、猶更火之元入念可申は勿論之至、右職商売差免

候迎、若年又は身輕之もの最早平日通之心得違、不慎之儀無之様可致候、
右之通、町々末々迄も不洩様可申聞候、

丑二月七日

右之通被仰出候間、町々入念可被相觸候、以上、

二月七日酉上刻

北組惣年寄

(朱卷)アキツカミトオホヤシマクニシロシメスメラカオホミコトヲマウノリタマウオホミコトヲ
 現 神 止 大八洲国所知 天皇 我 詔 旨 止 宣 布 勅命 乎、親王・諸臣・百官人等 天下 公 民 衆 聞 食 宣 布、
カケマクモカシコノミヤニ アモノシタシメス ヤマトネコスメラカノリタマウ コノアマツヒツキカミクラノワケヲ カケマクモカシコノミヤニ
 掛 畏 岐 平安宮 御 宇 須 倭根子天皇 我 宣 布、 此 天日嗣高座之業 乎、 掛 畏 岐 近江 乃 大津 官 乃
アモノシタシロシメシメスメラミコトノシメタマヒカガメタマムノリマニマニワケタマワリチツカヘマツレト オホセタマハサツケタマハル カシコミワタマハリ ス、ムモラヌニリツクモシラスニ
 御 宇 天 皇 乃 初 賜 比 定 賜 倍 法 随 尔 被 賜 母 仕 奉、 仰 賜 比 授 賜 留、 恐 美 受 賜 利、 進 不 知 仁 退 不 知 尔、
カシコミマサカトリタマウオホミコトヲ キコシメセトノリタマウ シカルニアノシタササメタマヘルキミハ カシコキキミノタマケラエテイラケクヤラケクサママワラニアトナムコシメス
 恐 美 坐 止 久 宣 布 大 命 乎、 衆 聞 食 止 宣 布、 然 仁 天 下 治 賜 留 君、 良 弼 乃 輔 佐 得 氏 平 久 安 久 治 賜 物 仁 在 乎 奈 所 聞 須、
アハツタラサハアレトモモコトヲハシメテオホキミタノノアヒアノヒタスケツランヲニヨリテ オホセタマヒサツケタマヘルスクニ乃アマメシタノワツリハタイケクヤラケクアラシメト
 朕 雖 蒲 省 親 王 等 始 氏 王 臣 等 相 穴 比 扶 奉 事 依 氏、 仰 賜 比 授 賜 留 食 国 天 下 之 政 者 平 久 安 久 令 有 止
オホホシメス コヲモテアカマコトノコ、ロシテ スメラカミタラモロロクスケツカヘツルトノリタマフスメラカヲオホミコトヲモロモロコシメセトノリタマフ
 所 念 行、 是 弥 以 彈 忠 誠 之 心、 天 皇 朝 廷 乎 衆 助 仕 奉 止 宣 布 天 皇 勅 命 乎 衆 聞 食 止 宣、

慶応二丙寅十二月美廿六日晡崩御之由、

主上御不子二附

親王可有受禪之処、御大切乍

御残念踐祚

御治定被

仰出候、

十二月廿九日

御達

猿ヶ辻御築地粗出来候二付、今日今諸往来相成候事、

火之用心儀、常々可被申付候得共、此節別而被入御念可被申付候事、

右之通、伝奏衆被達候間仍申達候、尤同役・史生・下官等江八自上首無漏脱可被達候者也、

十二月廿九日

右之通、官局江參館被申付候間仍而御達申候、無留置早々御順達可被成候事、

准后立后之事、

親王被為有厚 思食候間、明後年春立太后冊命御治定之事、

主上今廿九日辰刻 崩御候、 親王・准后等今日中伺 御機嫌之事、

從今日御殿内御精進事、

御謚号可被為有候得共、夫迄之処奉称

(朱筆) 大行天皇候事、
(朱筆) サキミカト

大行天皇候事、

右之通、両頭被達候間仍申達候、

十二月廿九日

從來十日 宮中触穢候事、右為心得可相達旨、 大行天皇山陵今度依旧蹤

御再興、尤被當于泉山候事、

從來十日触穢之事、

触穢中輕服者雖仮之内、不及引籠出仕、但於有地穢者引籠限之後可及除服出仕

宣下、押而出仕重服者於在官之人々

者触穢終之後除服出仕復任

宣下可有之事自議奏可
内意之間

其後職事江披露可被頼、押而披露頼間敷事、但散位之人々者五旬日數終已後不及

宣下、押而出仕可有之日輕服者

触穢之後仮日數、残者触穢中出仕触穢終之後引籠、職事江除服出仕披露可被頼候事、

灸治・墓參・産穢・父母正忌等不憚事、

慶応三年

卯正月八日

一准后御方自今必可称准后、不可称女御旨被 仰出候事、

関白

自今可 摂政被仰出候事、

大典侍

勾当掌待(付)

可為是迄通被 仰出候事、

正月廿六日

大行天皇 御陵号

後月輪東山陵

一御当山正月兩御堂御飾例年之通、御鏡・御華・勤行装束等惣例年之通(御礼等ハ无之)、

一御隣山兩堂共御荘无之、勤行等如平日、

但花・若松・真柳添、三日 御戸有之、(前脱カ)

一奥御門主三尊前御荘有之、兩尊前御鏡五牧(枚)ツ、二行、御代前三牧(枚)ツ、余ハ一牧(枚)ツ、

一仏光寺仮御堂(東向) 兩尊前鏡五枚ツ、二行、前住様三所并北余間緋惣福御影(懸)、其余御代之御影、南余間黒衣惣幅御代御影、

關東將軍家昭徳院殿 靈牌北余間ニ有之、各打敷・鏡等如例、
一 知恩院如例年鏡備之、勤行モ有之、

但鏡之上福包トテ、カチ粟等ヲ包、水引ニテ結載置并ダイ、此二品ハ当年无之ト云々、

御中陰御法事

一 仏光寺正月四日・五日御執行、御鏡扣両余間打敷取除 天牌中尊前安之、前卓青花両尊前華束一合ツ、

一 西六条二月朔日・二日 天牌本堂中尊前安之、

華束三合供弔銀濃須弥
檀上備之前卓色花両瓶銀濃蠟燭、御影堂前卓打敷華束一合供器
銀濃蠟燭銀濃、裝束迨日共素絹五条指貫、

実如上人御祥月二付双幅之間、実如上人御影奉掛之、御鍔有之華束一合白供弔赤紙立、

尽七日 二月十八日 四十九日目ナリ、
彼岸中ナリ、

一 明十七日ヨリ諒闇服被為召候間、金入五条 御免之輩可致遠慮旨 御沙汰有之由、

一 御附裳御道服色目 黄橡キツルバタ 源氏男女装束下云、僧尼令義解云、木蘭ハ黄橡也、○源氏ミユキノ卷云、木蘭地ノキヌ

ノサシヌキヲモヨルヨシミヘタリ(マ)、同云赤色或号ツルハミ赤白橡一匹、黄櫨キハシ大九十斤、

灰三石アカネ、茜大七斤、薪七百二十斤、

○御袈裟 比金襖ヒキンアラ 源氏男女装束抄云、面青黄裏二藍、○二藍赤花ト青花トニテ染レ之云々、

平晨朝得度御剃刀等、皆比金襖御袈裟ナリ、

御法事等之時ハ如常紫紅モ召サル、ナリ、

御三緒御前五条ミナ比金襖ナリ、

一 西六条二月廿日ヨリ七日之間、正月御儀式有之町家モ同断ノヨシ、廿四日參詣拜礼如左、

本堂上卓打敷鏡五枚、蠟燭立前卓水引打敷花両瓶・若松・真柳添梅請、内陣六祖、南余間太子、華同断、打敷無之、鏡備之、仏供有之、

御影堂檀上大仏供、前卓引、水打敷鏡五枚、兩脇余間打敷无之、前往様大衣御影北余間加信上人ヨリ八幅双幅間

二幅、南余間八幅、各御鏡備之、花不残・若松・真柳添梅請ナリ、

一廿一日晨朝元朝ノヨシナリ、

一禁中三月年頭御儀式有之由、

一御修法護摩三月從八日至十四日、於東寺灌頂院御修行十六日ヨリ廿四日マテ宝物虫払内拜有之、

一兩門様三月十五日年賀御参、内御装束御付裳黄椽、御五条比金襖、御指貫鈍色カ、

一智恩院御忌三月從二十八日至二十五日、法要如例年音、有之由、

一蓮如上人ヨリ以前御代々御祥月御黒衣・白袈裟之處、皆比金襖ナリ、

〔朱筆〕「京都町触」

禁裏御瘡疔ニ付、御所近辺は勿論、洛中洛外裏借屋ニ至迄、火之元別而入念候様可相触もの也、

寅十二月

禁裏御不予ニ付、御所近辺ハ勿論、洛中洛外裏借屋ニ至迄、火之元別而入念候様可相触もの也、

寅十二月

禁裏崩御ニ付、鳴物普請停止ニ候、日数之義ハ追而可相触候、尤町中昼夜自身番いたし、火之用心等随分可入念旨、

洛中洛外江可相触もの也、

寅十二月廿九日

上下京魚店商売、今日今日数三日之間停止申付候事、(可説カ)

寅十二月廿九日

煤払・餅搗并節分豆はやし、且松飾・注連飾之義は遠慮いたし候様、洛中洛外へ可申通もの也、

寅十二月廿九日

(朱筆)「御殿御達」

口達

年始御礼惣而御流、元日御家中一統御堂參詣并御殿内ニおゐて染小袖・麻上下着用之事、

一二日今常服之事、

一朝御通黒書院代於御仮席在之、

但、装束例之通り、

寅十二月廿九日 上檀

一歳末御礼も御流被 仰出候事、

主上崩御ニ付 御精進被遊候、尤御殿内可為精進事、

十二月晦日

禁裏崩御ニ付鳴物普請停止ニ候、日数之義は追而可相触候、尤町中昼夜自身番いたし火之用心等可入念旨、旧冬相触候処、当節非人体之者春駒等唱、鳴物を携、市中物費ニ罷成候哉ニ相聞候、町々自身番を申付置候得は、留置可訴出処、等閑ニ相心得、其町役人共申付方不行届之義在之不埒之事ニ候、右躰之非人共、見廻り之者見掛次第為召捕、其

節丁役人共ハ勿論、自身番之者共迄嚴重之可及沙汰候、此旨洛中洛外へ不洩様早々可相触もの也、

正月六日

先帝御諡号迄奉称 大行天皇、来廿七日酉刻 御葬送有之候【間】「条」、火之元弥無油断随分可入念旨、洛中洛

外裏借屋ニ至迄可相触もの也、

卯正月

口触書

大行天皇崩御二付、從明十日触穢之儀被 仰出候間、弘化三年 仁孝天皇崩御之節之通可相心得旨、洛中洛外

社方江可相触もの也、

卯正月

明廿九日辰刻 准后御方泉誦寺江 御參詣二付、御道筋ハ勿論、其外町々裏借屋ニ至迄火之元入念可申候、此旨

洛中洛外へ不洩様可相触もの也、

卯正月

准后御方、泉誦寺^(通)へ御參詣御道筋繩手御通行、御車ニ而は無之御板輿也、

一來ル廿日御精進解被 仰出候事、

二月十六日

普請義、来ル十五日令被成 御免候、

右之趣、洛中洛外へ可相触もの也、

卯二月六日

今度御凶事ニ付、先達而自身番等申付置候上は、昼夜兩人宛急度相詰、火之元万端心を付可申事ニ候処、日数経候得は番之仕形自然と等閑可相成哉、左様ニハ有之間敷事ニ候得共、御中陰中火之元之儀ハ勿論、辻々人立等之儀迄猥ニ無之様、心を付可取計事ニ候、此旨町々年寄・五人組可申付候、

右之趣、洛中洛外へ不洩様可被触もの也、

卯二月六日
鳴物之儀、渡世ニいたし候分は明後十九日可被成 御免候、

右之趣、洛中洛外江不洩様可相触もの也、

卯二月十七日

大行天皇御諡号被奉称 孝明天皇と候、此旨洛中洛外江可相触もの也、

二月

先達而触穢之儀相触置候処、此節触穢明今廿八日御所御清祓有之候、此旨為心得洛中洛外社方江不洩様可相触もの也、

卯二月

孝明天皇 右天牌月番民部卿可被渡、当廿八日迨夜迄備替候様被達候、去ル廿七日触穢被為解候ニ付、已来式日并朔日之御礼可被為請候事、

但、明朝日之義は御礼席御差支ニ付御流之事、

此度 御国喪ニ付鳴物停止之処、御百ヶ日御法会も被為済候ニ付、明十一日可鳴物不苦候、

右之趣、洛中洛外へ不洩様可相触もの也、

卯四月

大坂町触

此度 御国喪ニ付鳴物停止之処、御百ヶ日御法会も被為濟候ニ付、此節より海内鳴物不苦候、右之通り從京都被仰下候条、此旨三郷町中へ可触知もの也、

四月十一日

伊勢

日向

(貼紙)「 慶応三丁卯正月廿七日酉剋

大行天皇御葬送泉涌寺御行粧之記

」

雑色

戸田大相守
忠至

如木

雑色

下品雑色

今

如木

雑色

下品雑色

諸陵寮

雑色

藤野
頭助胤

雑色

白丁

雑色

雑色

白丁

雑色

寮

(朱筆) 〔鈴鹿河内介〕
中臣勝芸

雑色

白丁

白丁

史生

寮

(朱筆) 〔谷森大和介〕
平種松

雑色

白丁

白丁

史生

平田藏推頭
 職修朝臣
平田右近將監
 中原職教
 小舍人
山科出雲守
 正恒
山科刑部少丞
 生春
直繼大監物
 能弘
栗津長門介
 中原職綱
 藏人所衆
浜路右近將監
 正平
土橋時馬守
 種永

油尾感中守
 景命
 右番長
 諸太夫
 近衛
 同
 同

關西兵庫大元
 菅原
 孝柄
 公卿
 左番長
徳大寺
 右大臣
 諸太夫
 近衛
 同
 同

雜色
 同
 同
 左番長
 諸太夫
 近衛
 同
 同

雜色
 同
 同
 右大臣
 諸太夫
 近衛
 同
 同

雜色
 同
 同
 前近衛関白
 諸太夫
 諸太夫
 雜色長

雜色
 同
 同
 同
 諸太夫

雜色
 同
 同
 同
 同
 同
 同
 同
 同
 同

雜色
 同
 同
 同
 同
 同
 同
 同
 同
 同

雜色
 右番長
 雜色
 諸太夫
 布衣隨身
 同
 同

雜色
 左番長
 雜色
近衛
 内大臣
 諸太夫
 布衣隨身
 同
 同

雜色
 左番長
 雜色
 諸太夫
 布衣隨身
 同
 同

下品雑色	下品雑色	同	同	左番長	雑色	雑色	雑色長
同	同	同	同	左大将 <small>一条</small>	按察使 <small>綾小路</small> 前大納言 <small>彩</small>	雑色	雑色
	今	今	今	諸大夫	諸大夫	同	同
雑色	雑色	白丁	白丁	同	同	白丁	同
	日野大納言	同	同	布衣隨身	布衣隨身	同	同
	侍	雑色	雑色	同	同	今	同
雑色	雑色	正親町大納言	諸大夫	同	同	白丁	白丁
下品雑色	下品雑色	諸大夫	雑色	小雑色	小雑色	白丁	白丁
同	同	雑色	雑色	同	同	小雑色	同

雑色	雑色	清水谷中納言	雑色	雑色	野々宮中納言	侍	同	同
	源 ^{権深} 宰相中将	雑色	雑色	雑色	雑色	雑色	同	同
雑色	雑色	今	今	今	同	同	白丁	白丁
白丁	白丁	白丁	白丁	白丁	同	今	同	同
同	同	同	同	同	雑色	白丁	雑色	雑色
	今	町尻宰相	町尻宰相	町尻宰相	雑色	雑色	冷泉中納言	冷泉中納言
雑色	雑色	雑色	雑色	雑色	源 ^{庭田} 中納言	雑色	雑色	雑色
	左 ^{今城} 宰相中将	雑色	雑色	雑色	雑色	新源 ^{中院} 中納言	白丁	白丁
雑色	雑色	下品雑色	下品雑色	下品雑色	同	諸大夫	白丁	傘
		今	今	今	雑色	諸大夫	雑色	雑色

雜色	雜色	諸大夫	諸大夫	雜色	雜色	源三 ^{岩倉} 三位	雜色	雜色	白丁	白丁	白丁
下品雜色	下品雜色	衛府長	衛府長	伏原三位	伏原三位	雜色	雜色	今	今	今	今
今	今	雜色	雜色	雜色	雜色	今	今	白丁	白丁	白丁	白丁
雜色	雜色	同	同	白丁	白丁	雜色	雜色	雜色	雜色	雜色	雜色
		白丁	白丁	今	今	三室戸三位	三室戸三位				
		同	同	雜色	雜色	雜色	雜色	雜色	雜色	雜色	雜色
		同	同	久我 三位中將	久我 三位中將	雜色	雜色	下品雜色	下品雜色	下品雜色	下品雜色
		雜色	雜色	諸大夫	諸大夫	諸大夫	諸大夫	今	今	今	今
		石野三位	石野三位	諸大夫	諸大夫	諸大夫	諸大夫	雜色	雜色	雜色	雜色
		衛府長	衛府長	衛府長	衛府長	衛府長	衛府長	雜色	雜色	雜色	雜色

<p>雑色 雑色 右番長 雑色 徳川 征夷大將軍 諸大夫 諸大夫 近衛 同 同</p>	<p>雑色長 雑色 雑色 上同 下品雑色 同 同 同 同 今 雑色</p>	<p><small>合譯中將</small> 容保朝臣 雑色 雑色 下品雑色 下品雑色 今 雑色 <small>桑名中將</small> 定敬朝臣 雑色 雑色</p>	<p>下品雑色 下品雑色 今 雑色 <small>板倉侍從</small> 勝静朝臣 雑色 雑色 下品雑色 下品雑色 今 雑色</p>	<p><small>中委左衛門督</small> 信礼朝臣 雑色 雑色 下品雑色 下品雑色 今 雑色 <small>大沢侍從</small> 基寿朝臣 雑色 雑色</p>
---	---	---	---	---

下品雑色
下品雑色

今

御列奉行

中川宮内

広瀬左衛門

下河辺主税

伊藤左衛門

西院左兵衛

白川雅樂

津田左兵衛少尉

井上主膳

峯大藏丞

坪田右衛門尉

下列五人

伝奉列奉

伝奏 近藤外記

奉行

午塚織部

下列壹人宛

御道筋

丁之方ニ口ヲ被為明、夫今西江蛤御門ヲ被為出、烏丸通ヲ南江、三条通ヲ東へ、京極通ヲ南江、五条通ヲ東へ、伏見海道(街)ヲ御順路ニ泉涌寺江被為成候事、

素服

徳大寺右大臣

綾小路按察使前大納言

一条左大将

九条大納言

冷泉中納言

町尻宰相

三室戸三位

伏原三位

久我三位中将

西園寺右三位中将

梅溪通治朝臣

六条有義朝臣

綾小路有良朝臣

豊岡健資朝臣

竹屋光昭朝臣

石野基将

同加勢

清水谷中納言

左宰相中将

源三位

石野三位

高松三位

安三位

隆晃朝臣

公香朝臣

輔季朝臣 宗礼朝臣 紀季朝臣 盛房

倚盧

内大臣 新大納言 六条中納言 源宰相中將 治部卿 三条西公允朝臣 飛鳥井雅望朝臣 広橋大夫

大江俊昌

倚盧

広橋正五位下静子 花園従五位下総子 壬生伊予 広子 得選 式人

御中陰尽七日

初七日 二月四日 同ママ二七日 同六日 三七日 同八日

四七日 同十日 同ママ五七日 同十三日 六七日 同十六日

七七日 同十八日

大行天皇尊儀御中陰御法事次第

晨朝 理趣経贊 錫杖経

半齐(斎) 十重禁

初夜 供養法

正月廿八日未剋御中陰開白

初夜御道師(兼以下同) 尋玄長老

経頭 舜巖西堂

讚頭 東觀藏司

廿九日

晨朝經頭 賢阿西堂

日中御道師 陽道長老

初夜御道師 舜巖西堂

經頭 杲山西堂

讚頭 東觀藏司

二月朔日

晨朝經頭 朴山西堂

日中御道師 湛然長老

初夜御道師 賢阿西堂

經頭 覺道西堂

讚頭 光隨律師

同二日

晨朝經頭 果山西堂

日中御道師 舜巖西堂

初夜御道師 朴山西堂

經頭 収山西堂

讚頭 露岳律師

同三日

晨朝經題(通) 覺道西堂

日中御道師 朴山西堂

初夜御道師 果山西堂

經頭 寂照西堂

讚頭 東觀藏司

同四日

初夜御道師 泰雲西堂

經頭 嶺光首座

讚頭 周応律師

同五日

晨朝經頭 宝源西堂

日中御道師 泰雲西堂

經頭 嶺光首座

讚頭 周応律師

同六日

晨朝經頭 定覺西堂

二七日

初夜御道師	玉燈西堂
経頭	露岳律師
同七日	
晨朝経頭	舜巖西堂
日中御道師	玉燈西堂
初夜御道師	正因西堂
経頭	賢阿西堂
讚頭	恵観蔵司
同八日	三七日
晨朝経頭	果山西堂
初夜御道師	貫応西堂
経頭	泰雲西堂
讚頭	周応律師
同九日	
晨朝経頭	収道西堂
日中御道師	正園西堂
経頭	玉燈西堂
讚頭	端光西堂

同十日 四七日

晨朝經頭 正円西堂

初夜御道師 覚道西堂

經頭 貫応西堂

讚頭 露岳律師

同十一日

晨朝經頭 春昶西堂

日中御道師 貫応西堂

初夜御道師 寂然西堂

經頭 覚道西堂

讚頭 恵観藏司

同十二日

晨朝經頭 寂然西堂

日中御道師 春昶西堂

初夜御道師 覚道西堂

經頭 照道西堂

讚頭 周応律師

同十三日 五七日

晨朝経頭	実源西堂
初夜御道師	照覚西堂
経頭	定覚西堂
讚頭	瑞光西堂
同十四日	
晨朝経頭	元随西道 <small>(つゞ)</small>
日中御道師	尋玄長老
初夜御道師	実源西堂
経頭	嶺光首坐
讚頭	露岳律師
同十五日	
晨朝経頭	舜巖西堂
日中御道師	陽道長老
初夜御道師	定覚西堂
経頭	慈温首座
讚頭	恵観律師
同十六日	
六七日	
晨朝経頭	賢阿西堂

初夜御道師 元隨西堂

經頭 光道維那

讚頭 因応律師

同十七日

晨朝經頭 朴山西堂

日中御導師 湛然長老

初夜御導師 尋玄長老

經頭 果山西堂

讚頭 瑞光律師

同十八日 尽七日

晨朝經頭 泰雲西堂

右

具在前

孝明天皇御葬送次第

廻限着車於御寄代渡廊邊出納二人付轎御寄人參進御屏風左右各二帖、以裏為表兼自簾下供此間公卿以下列立前庭公卿一列、殿上人一列、各北上東西出納・小舍

以下群立便亙所、

次奉移御棺於御車、

其儀、殿上人二人於便宜所取脂燭出納自御下進之

參夜御殿邊親近公卿一人取合、兩人所持之脂燭燃付御枕火返給之、殿上人取之降便宜所移付続松立、御車左右炬火者
進、燃付之分御車左右下騰為先 大臣被褻 御簾即奉安置、御棺於御車中劍將取、御劍入 御車、

次殿上人二人供三具足、

六位藏人取御火舍自台盤所下被出、立 御車前、

次大臣以下所役人名、各降殿加列殿上人或所役、以前於便宜所着藥杵

次出納 御車副等參進付轅引之、

次出御於門外後乘僧乘 御車後、

次懸御牛御車副遣之路頭行列、先滝口取松明、

次御前火殿上人二人立左方人持左手等二行立右方人持右手等相並

次御車

燒香役人懸香袋於頭二、又所衆持御火舍候、御車邊右左出納・小舍人・所衆等候 御後脱力各取

次公卿一列、殿上人相並步行、經頭令到御寺、御於竹柵内放御牛、後乘僧下車、出納・御車副等付轅引之、

次奉率入御車於 御車舍安置于槽

此間公卿・殿上人居連床、

次有 勅使、

次御法会、

次出納・御車副等(前カ)附轅於擲率出 御車於 御車舍前、

次懸 御車、牛カ

次渡御于 御陵出納・小舎人・所衆取松明、從、御後僧侶前行於御凶事門外留、公卿・殿上人從御後供奉火舎所衆・滝口等、殿上人未群行、

次於坂口止 御車、

大臣被褰 御車御簾畢、公卿・殿上人各退參出納以下從之、山陵檢知之人々猶奉隨從、

次山陵築造、

次奉懸幌於 御鳥居、

次僧侶修法、

次隨從之公卿・殿上人拜礼、

御葬之式

一番鳴鐘大衆集会、

二番鳴鐘大衆出仕于 御車舎、

次御車着御 御車寄前御乘添長老下車撤三ツ道具、

次放牛 入御于御車舎諸衆平伏、

次 御車 出御正面、

次 勅使問答、

次葬主進方近于中央焼香直請宣疏師、

次宣疏師並御導師前問訊、直到中央焼香斯時行者捧宣疏、

次宣疏師高声唱読々々了、行者撤之宣疏師帰本位、

次鳴鑿(鑿カ)、

次舉經大悲神咒出音、大衆同音、

次讚誦出音、大衆同音合鉢、

次舉經光明真言出音、大衆同音、

次葬主進于中央焼香、直請奠湯師本位、

次奠湯師進于斯時侍カ諸者捧奠湯、奠湯師受之、謹薰香小揖唱法語献供献供了、帰本位、

次葬主進于中央焼香、直請奠茶師帰本位、

次奠茶師作法如奠湯師、

次葬主進于中央焼香、直請御導師御導師御引導、御作法修之斯時侍者捧鋤子、御導師唱法唱法了、帰本位、

次鳴鑿(鑿カ)舉經十重禁出音、大衆同音読經了、舉經廻向文廻向文了、

次行列

渡御山陵

松明 同

幡

同

灑水

輪鉢

鏡

燭台

香爐

松明 同

幡

同

灑水

輪鉢

鏡

華立

威儀僧

蔵主

大衆

焼香

宣疏

前住

同

同

奠湯

威儀僧

維那

大衆

焼香

舉經

奠茶

葬主

挑燈

挑燈

御導師

御位牌

天蓋

御車

次威儀僧・大衆・維那・藏主・前住到于仏殿之前群立奉仕、御尊牌奉安置、御法事堂諷經修之、修了退去、

次焼香・宣疏・舉經・奠茶・奠湯・御導師・侍者隨從、前行之僧侶從御凶事門之辺退去、

次於山陵阪口辺供奉之御方々御退去、

次御納棺相濟 御陵御築造畢、此時寺僧依御下知御導師奉捧金紙花、

但、所役之僧侶候便宜所、

次御机三ツ具足御莊附畢、長老・中老等掩土諷經執行畢、

次供奉之方々御拝、

畢、

仁孝天皇御養母

皇后薨去(マツ)御葬式

勅問

主上御養母御喪、雖無諒闇例、近例或諒闇其例不一、今度被扱何例可為的當哉、各所存被尋下候事、

勅答

女院崩御亮闇否之事、於法意者錫紵・心喪可為的當哉、但存天明之例之間被准之可無巨難坎、宜在群議矣、

御治定

今度諒闇有無之事、近有天明例、殊被重収養之恩、雖 叡念每事愈厚公卿多申諒闇、不的當之旨者扱令条并延喜

七年例及永長元年、京極師実公被定申、且被採用享保五年近例、廢朝七ケ日、錫紵三日御治定候事、

玉泉寺来状扣

故女院様 弘化三年六月 崩御、七月廿三日御葬送之由、御寿六十七、

関東家慶公、嘉永六丑七月廿二日他界、

慎徳院天蓮社順譽道仁大居士 八月四日、

葬于増上寺、大坂七月廿六日今鳴物厳重ニ被止、八月廿六日今普請不業の鳴物御免、

難波御堂鐘ツチ初メ、九月廿八日八朔礼受ル、

九月九日今三ケ日、於天満専念寺御法事、同月十三日今昼丈ケ町々番止ム、十月十七日今夜番御免、十月七日今公

事訴人被受、関東十一月廿三日 將軍 宣下、廿五日能、廿三日即改名 家定公、同廿三日今鳴物免ス、

新待賢門院様御事、(安政三年)七月六日申ノ剋御逝去、同月廿三日御葬送、

九条殿八月八日 (安政三年) 関白 宣下相濟候、前殿下ハ已来し(ママ)ゆこうと申上候よし、

一 関東辺ハ八月廿五日亥剋今大鳴洪水之よし、家々相崩候由、例年之伝奏東(四脱)下向、東(南脱)今月日御延引被申出候条承り候、珍らしき候事也、

嘉永元年五月廿七日

御代始

御能

翁

三番叟

千五郎

松竹風流

開口

高砂九郎右衛門

次郎右衛門

仁兵へ

又吉

伝次郎

利兵衛

間

清次郎

開口文

それかしこき代々の皇の広き恵に、四の海八しまの外もやわらぎてなびきたのしむ、時津風吹伝へたる秋津洲の神の御末のしろしめす国の光りは弥増に、月日と共に耀きて、八百万代も曇りなく、目出度かりける御代とかや、

末広

和泉

八嶋清次郎

三左衛門

寅太郎

柵内

専次郎

間那須

常三郎

舟渡聳

庄市

江口三次郎

常次郎

文内

勘七

伝四郎

間

伝四郎

煎じ物

四郎

権六郎
小鍛冶

弥三郎

孫兵へ

正藏

間
長光

嘉三郎
十三郎

禎之助
三輪

源次郎

文内
安之助

千吉
市左衛門
作十郎

間
石神

政太郎
乙九郎

権之進
安宅

常太郎

孫兵へ
一左衛門

十三郎

延年舞
間貝立貝附
祢宜山伏

忠三郎
惣三郎

与一郎
土蜘蛛

次郎左衛門

新次郎
市左衛門

友三郎
作十郎

間
唐人相撲

数之助
又三郎

九郎右衛門
融
舞返し

弥三郎

善助
吉左衛門

正藏
与兵へ

龜太郎
祝言

三左衛門

寅太郎

友三郎

岩舩

後朝廿八日

御囃子

小諷（註）

孫兵へ

正藏

難波

三次郎

伝右衛門

与兵へ

羽衣

権之進

善助

市左衛門

御能

権之進
絵馬

弥三郎

文内

又吉

間

二人袴

安之助

伝四郎

権六郎
巴

佐次郎

寅太郎

三弥

間

山三郎

正九郎

専次郎

柵内

樋之酒

九郎右衛門
艸紙洗

小町次郎右衛門

仁兵へ
伝次郎

利兵へ

弥三郎

間

佐太郎

歌仙

和泉

三左衛門
石橋

源次郎

仁兵へ
伝次郎

利兵へ

茶壺

又三郎

娘之助
芦刈

佐次郎

孫兵へ
伝右衛門

又八郎

間

九一郎

小今

惣三郎

清次郎
鉄輪

常太郎

新八
吉左衛門

次郎兵へ
伝四郎

間

安四郎

首引

千五郎

九郎右衛門
船弁慶

源次郎

文助
伝四郎

又吉
又八郎

問舟唄

清九郎

附祝言

詔諭 光格天皇

詔諭者、德之表、行之迹、周家遺訓、我邦旧典也、仰以、大上皇(天照)、叡誓温恭、以(朱筆)御(ツカサトル)万(朱筆)氏(民族)清肅巖然、以臨四海、不治而人自化、無為而事寔成、履唐堯之典、星辰(朱筆)軌(ツカカフ)道、行虞舜之政、風雨順時、上下平章、咸歌望雲之慶、華夷協和、俱承就日之輝、於是蔑物不得其所、靡人弗蒙其恩、蕩々仁化溢於八荒、巍々德光格四表、宜上大号以旗盛德、雖礼文之久闕奈孝思之無已、爰上尊諡恭稱 光格天皇、庶幾得大名於万代、与乾坤以長施揚、茂実於千秋、与日月而久照、普告天下、俾知 朕意主者施行、

天保十二年閏正月

詔盖聞皇猷得宣、而寰宇人安、則天地表祥瑞之心、庶政不明、而民人疾苦、則陰陽示灾眚之變、嗚呼可不慎哉、(行間補書 朱筆)「重(主)切身(勝)直(ノ)兒()」朕叨以眇々之躬、恭(朱筆)託(コト)元々之上、自續(行間補書 朱筆)「ク」鴻業、八閔(行間補書 朱筆)「ル」寒暑、夙夜祇畏、匪遑底寧、然誠不感物、化不覃遠、元氣鬱塞、祝融為(朱筆)崇(ツシム)、宮闕蕩然、殃逮閭閻、洋夷出役(文)、腥羶薰騰、辺海不靖、勤勞士夫、加之六月以來、坤德逆常、近幾地震、余動及京、于今未息、詳念咎徵在予一人、思俾導迎大和、式弭消衆變、宜易冠元之名、普施宥過之沢、其改嘉永七年、為安政元年、大赦天下、今日昧爽以前、大辟以下、罪無輕重、已發覺未發覺、已結正未結正、咸皆赦除、犯八虐(前題)・故殺・謀殺・私鑄錢・強窃二盜、常赦所不原者、不在此限、又復天下今年半徭、老人及僧尼、年百歲已上給穀四斛、九十以上三斛、八十以上二斛、七十以上一斛、庶幾自今与物一新、上答天譴、下協人望、六府維脩、万方無虞、布告天下、令知朕意、主者施行、

安政元年十一月廿七日^{御書} 廿七之二字震筆也、^(定)

慶応二年十二月

孝明天皇御葬式今般御陵相成候二付、山頭御葬場無之御車之俣二而、山上江被為成奉葬候、依之御車ハ龕前堂二有之
拜見、

御簾ヘリ白瓔珞アリ、縵幕正面金補花蓮^{金常花}・花幔・御盛物等如例、天蓋ハ尊牌ニ奉覆僧役之、

御通筋町々白張挑灯釣、町名記之、山々之天王寺太子忌御延引、

^(題)智恩院御忌ハ三月御執行、音楽も有之候由也、



